

転用決済金積立金 管理運用規程

転用決済金積立金管理運用規程

(適用)

第 1 条 「地区除外等処理規程」(以下「処理規程」という。)第 6 条の規定により決済された決済金の管理運用のため転用決済金積立金(以下「積立金」という。)を設ける。

(管理)

第 2 条 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(処分)

第 3 条 積立金は、処理規程第 6 条に定めた決済金の範囲以外のものには支出してはならない。

(繰替運用)

第 4 条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、金額、期間を定め総代会の承認を経て、一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。

(処理方法)

第 5 条 第 3 条により支出する場合は、積立金を取崩支出するものとする。

付 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日より施行する。
この変更規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。